八五四四・七〇	ＣＴＨ（第七〇・〇二項及び第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
八五・四五―八五・四八	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	ＣＴＨ（第八六・〇七項の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一―八七・〇七（注） 注　第八七・〇一項から第八七・〇七項までの各項の産品については、付録三―Ｂ―1も参照すること。	ＭａｘＮＯＭ四十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ六十パーセント（ＦＯＢ）
八七・〇八（注） 注　第八七・〇八項の産品については、付録三―Ｂ―1も参照すること。	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
八七・〇九―八七・一一	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
八七・一二	ＭａｘＮＯＭ四十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ六十パーセント（ＦＯＢ）
八七・一三―八七・一六	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇五	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第八九類　船舶及び浮き構造物

八九・〇一―八九・〇八	ＣＴＨ（第八九・〇六項の船体からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ四十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ六十五パーセント（ＦＯＢ）

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇―九〇〇一・四〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
九〇〇一・五〇	ＣＴＨ、生産において次のいずれかの工程が行われること。 屈折補正用度数を有する完成品である眼科用のレンズ（眼鏡に取り付けるためのもの）とするための半製品であるレンズの研磨加工 視野を改善し、及び着用者の保護を確保するための適切な処理を通じたレンズのコーティング
九〇〇一・九〇―九〇三三・〇〇	ＣＴＨ（第九六・二〇項の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第九一類　時計及びその部分品

九一〇一・一一―九一一三・二〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
九一一三・九〇	ＣＴＨ
九一・一四	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九	ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七	ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第二〇部　雑品

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）